（傍線部分は改正部分）

改正後

二　介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割合

イ　指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス（同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定生活介護事業所等」という。）の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合	
(2)　（略）	

改正前

二　介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割合

イ　指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス（同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定生活介護事業所等」という。）の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合	
(2)　（略）	